

I. 平成23年度予算概算要求総括

1. 市街地整備関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

区 分	23年度要求額 (A)		前 年 度 (B)		倍率 (A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
(一般会計)						
都市再生推進事業	36	12	36	12	1.00	1.00
都市再生区画整理事業	36	12	36	12	1.00	1.00
市街地再開発事業等	38,432	1,687	29,159	1,966	1.32	0.86
市街地再開発事業	0	0	810	270	皆減	皆減
先導型再開発緊急促進事業	38,432	1,687	28,196	1,645	1.36	1.03
暮らし・にぎわい再生事業	0	0	153	51	皆減	皆減
都市開発事業調査等	508	508	258	258	1.97	1.97
(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)						
土地区画整理事業	1,454	727	2,015	1,008	0.72	0.72
(社会資本整備事業特別会計業務勘定)						
土地区画整理事業資金融資	6,594	0	1,668	0	3.95	—
市街地再開発事業等資金融資	6,660	0	4,500	0	1.48	—
(行政経費)						
先導的都市環境形成促進事業	858	580	932	640	0.92	0.91
都市環境形成促進調査	337	337	348	348	0.97	0.97
先導的都市環境形成促進事業費補助金	521	243	584	292	0.89	0.83

- (注) 1. 市街地再開発事業等は都市・地域整備局所管分であり、市街地再開発事業には住宅街区整備事業、防災街区整備事業、都市再開発支援事業、地区再開発事業を含む。
 2. 都市開発事業調査等は、まちづくり推進課所管分を含む。
 3. 土地区画整理事業資金融資の事業費は、地方公共団体から組合等への貸付額（この2分の1を国から地方公共団体に貸付け）であり、国費は一般会計からの繰入額である。
 4. 市街地再開発事業等資金融資は都市・地域整備局所管分であり、事業費は地方公共団体から組合等への貸付額（この2分の1を国から地方公共団体に貸付け）、国費は一般会計からの繰入額である。
 5. 先導的都市環境形成促進事業は、都市計画課、街路交通施設課、公園緑地・景観課、下水道企画課、都市・地域政策課所管分を含む。
 6. 本表の他に、社会資本整備総合交付金〔国費〕 2.2兆円（前年度 同額）がある。

※市街地整備関係の個別補助金（公共事業）については、平成22年度より社会資本整備総合交付金に原則移行済み。個別補助金として残っているものは以下のとおり。
 ・都市再生機構施行事業への補助：土地区画整理事業、都市再生区画整理事業、先導型再開発緊急促進事業、暮らし・にぎわい再生事業
 ・民間事業者等施行事業への補助：先導型再開発緊急促進事業
 ・過年度設定の国庫債務負担行為：土地区画整理事業、市街地再開発事業

7. 本表の他に、
 ①土地区画整理事業調査及び市街地再開発事業等調査がある。
 ②都市環境改善支援事業（23年度要求額：新しい公共によるまちづくり促進事業（事業費466百万円（皆増）、国費270百万円（皆増））の内数、前年度：事業費276百万円、国費117百万円（まちづくり推進課、公園緑地・景観課所管分を含む。））がある。

2. 要求重点事項

先導的都市環境形成促進事業の拡充

まちづくりにおいて、低炭素化を実現する仕組みの構築に向けた先導的な取組を促進するため、官民連携のもとでモデル的な調査、実証実験を行うとともに、これらを含む特に先導性が高い取組について、重点的に計画策定・コーディネート等に対する支援を行う。

1) 官民連携による実証事業の拡充

まちづくりにおいて低炭素化を実現する仕組みを早期に構築するため、新たに、①都市・街区における CO₂ 排出評価、②エネルギーの面的利用、③環境対応車の活用、④下水熱利用によるまちづくりの分野について、官民連携のもと国が調査及び社会実験、実証実験を行う。

2) 先導的都市環境形成促進事業費補助金の重点化と拡充

①重点化

- ・国の政策から見て特に先導性が高い取組を優先採択
- ・官民連携による実証事業のテーマに関連するもの、又はその成果を応用するための取組を優先採択

②拡充 <関係3省(国交省・経産省・環境省)との連携施策>

- ・地元組織による協議会を補助対象者に追加
- ・低炭素化に効果のある施設整備を補助対象に追加

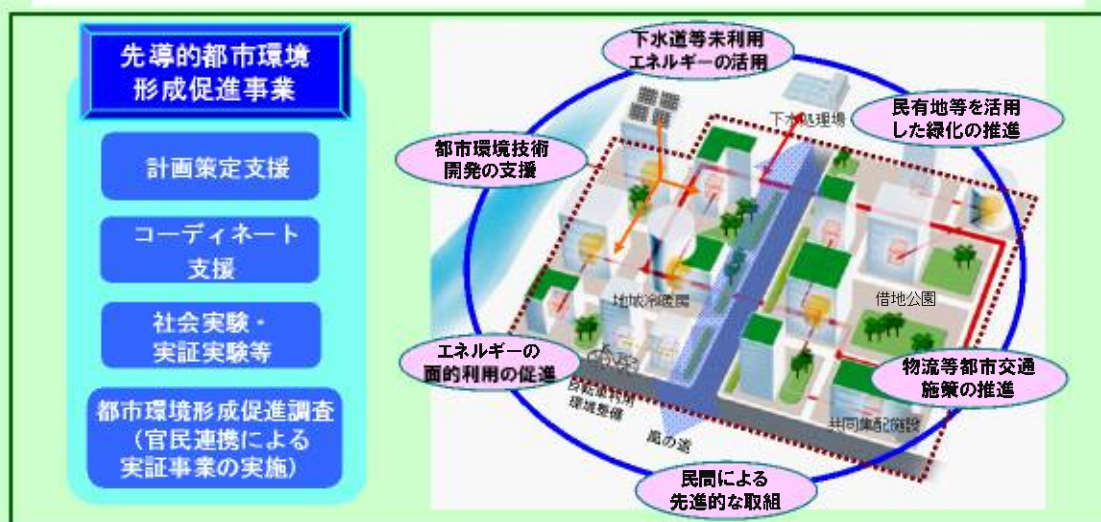
先導的都市環境形成促進事業の概要

《拠点的市街地等における地区・街区レベルの包括的都市環境対策》

地区・街区レベルにおいて、行政、民間事業者が行う事業・対策を包括的に定めた都市環境対策に関する計画を策定

計画においてCO₂など環境負荷低減効果等の目標を設定

環境貢献の高い計画に対して、包括的かつ集中的に支援



先導的都市環境形成促進事業の重点化・拡充

①官民連携による実証事業の実施

(都市環境形成促進調査)

※地方公共団体・民間の取組に国が共同で参画し、システム・評価手法を開発

H22年度実施内容

○自転車利用環境整備 ⇒ 終了

○環境対応車を活用したまちづくり
⇒ 必要な部分のみ追加検討

【対象分野の拡充】

○第一分野: 都市・街区における効率的なCO2排出状況等調査・評価手法の開発(H23、24年度)

簡易に操作可能、かつ現地での低炭素都市・街区づくりの検討を通じて改良可能なCO2排出評価モデルを開発

○第二分野: 市街地整備と一体となったエネルギー面的利用導入・評価手法の開発(H23年度)

先導的な取組により市街地と一体的にエネルギーの面的利用を導入するプロジェクトについて導入手法を整理すると共に、評価・予測手法を開発

○第三分野: 電動バス等を活用したまちづくり(H23年度)

電動バス等の環境対応車について、多様な充電方法によるバス停の構造、走行空間等について、技術基準等を作成

○第四分野: 下水熱利用によるまちづくり(H23年～25年度)

下水熱のより広域的な面的利用について事業性の検討等を行い、下水熱利用のルールや事業化に向けた手続き等をガイドライン化

②補助事業

(先導的都市環境形成事業費補助金)

※先導性の高い取組に重点化して支援するとともに、補助対象の事業主体に協議会を追加する等の拡充を行う。

【重点化】

国の政策としての観点から見た先導性、目標の高度性、成果が効果的にまちづくりにおける低炭素化の実現につながること等の規準とすることで、補助対象の重点化、効果的な予算執行を実現

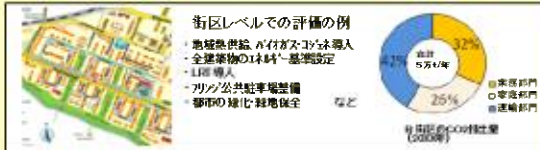
【拡充】

関係3省が連携し、まちづくりの機会にあわせて、都市部における人々の経済活動のあり方に関する取組を含めて支援する場合について、補助対象者に地元組織による協議会、補助対象事業に低炭素化に効果のある施設整備を追加

官民連携による実証事業のテーマ

○第一分野: 都市・街区における効率的なCO2排出状況等調査・評価手法の開発(H23、24年度)

・各実証データを用い、簡易な評価モデルの開発と現地での低炭素都市・街区づくりの検討を通じたモデルの改良等により、自治体間の低炭素化の比較競争を促し、全国の都市・街区レベルの低炭素化を促進



○第二分野: 市街地整備と一体となったエネルギー面的利用導入・評価手法の開発(H23年度)

・先導的な取組により街区における複数のエネルギー要素の組み合わせや未利用エネルギー源等の輸送を行うプロジェクトについて導入手法及び評価・予測手法の開発を行う。



○第三分野: 電動バス等を活用したまちづくり(H23年度)

・電動バス等の環境対応車のより一層の普及促進に向け、多様な充電方法によるバス停留施設(バス停車スペース・バス停上屋の充電施設)の構造、走行空間等について技術基準等を作成し、低炭素型のまちづくりを実現する。



○第四分野: 下水熱利用によるまちづくり(H23～25年度)

・下水熱の面的利用の推進に向けて、モデル地区において事業性の検討等を実施
「熱源水ネットワーク」の事業性、下水熱の配分・調整ルール等を検討し、手続きを明確化
・官民連携のもと下水熱利用の全国展開
⇒ 都市の温室効果ガス排出量を大幅削減

